

旭川医科大学病院総合診療部委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長
学長職務代理 理事 松野 丈夫

旭川医科大学病院総合診療部委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院総合診療部委員会規程（平成16年旭医大達第93号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。</p> <p>(1) 総合診療部長</p> <p>(2) 総合診療部副部長</p> <p>(3) 内科系各診療科長のうちから 1人</p> <p>(4) 外科系各診療科長のうちから 1人</p> <p>(5) 救命救急センター長</p> <p>(6) 集中治療部長</p> <p>(7) 遠隔医療センター長</p> <p>(8) 遺伝子診療カウンセリング室長</p> <p>(9) 看護部長</p>	<p>(略)</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。</p> <p>(1) 総合診療部長</p> <p>(2) 総合診療部副部長</p> <p>(3) 内科系各診療科長のうちから 1人</p> <p>(4) 外科系各診療科長のうちから 1人</p> <p>(5) 救命救急センター長</p> <p>(6) 集中治療部長</p> <p>(7) 遠隔医療センター長</p> <p>(8) 遺伝子診療カウンセリング室長</p> <p>(9) 看護部長</p>

(10) 事務局次長（病院担当）

(11) 経営企画部副部長

(12) 経営企画課長

(13) その他病院長が必要と認めた者 若干人

2 前項第3号，第4号及び第13号の委員は，旭川医科大学病院運営委員会の議を経て，病院長が委嘱する。

(略)

附 則

この規程は，令和3年8月23日から施行し，改正後の第3条第1項第10号の規定は，令和3年4月1日から適用する。

【改正理由】

令和3年4月1日付け事務局組織の改組に伴い，所要の改正を行うものである。

(10) 病院事務部長

(11) 経営企画部副部長

(12) 経営企画課長

(13) その他病院長が必要と認めた者 若干人

2 前項第3号，第4号及び第13号の委員は，旭川医科大学病院運営委員会の議を経て，病院長が委嘱する。

(略)